インボイス制度の本格導入まであと少し！
本冊子で事前準備は万全にしておきましょう！！

濵村俊介税理士事務所

インボイス制度　令和5年10月開始

インボイス制度では、仕入税額控除の要件が大きく変わります。
制度を正しく理解して、来るべき日に備えなければなりません。
迷ったらまずは一度、お気軽にご連絡をください。
制度開始に向けてスムーズに準備が進められるようサポートします。



創　業　2017年11月
代表者　所長　濵村俊介
所在地　〒850-0031
長崎県長崎市桜町１－１草野ビル3F
E-mail：hamamura-tax@air.ocn.ne.jp
URL：https://www.hamamurazeirishi.jp/

TEL.095-825-0087
FAX.095-825-0089